

平成 27 年 4 月

『子ども・子育て支援新制度』が
スタートします！

概要版



五泉市 子ども・子育て 支援事業計画

2015
平成 27 年度



2019
平成 31 年度

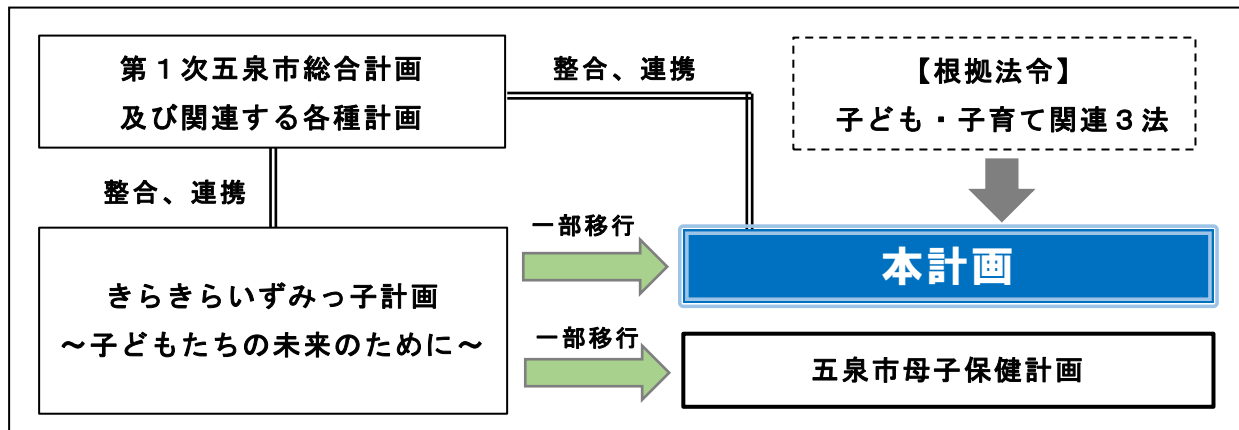
『子ども・子育て支援新制度』とは、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことです。

新制度では、「『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指す」との考え方を基本とし、市町村が事業の実施主体（計画の策定、給付・事業の実施を行う機関）となります。

本市では、新制度に基づき、すべての子どもとその保護者を総合的に支援するために「五泉市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

1. 計画の位置付け

本計画は、「乳幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制や実施時期を定め、円滑に実施するためのものです。本市の総合計画をはじめ、既存の計画との整合を図りながら推進します。



2. 計画の概要

● 基本方針

あなたも わたしも みんなも
豊かな子育て 育むごせん

● 基本目標

- ① 乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備
- ② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備
- ③ 乳幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の整備
- ④ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用
- ⑤ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
- ⑥ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

● 事業体系

教育・保育給付	①施設型給付 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 保育園 ②地域型保育給付 ・ 小規模保育事業（定員 6～19 人） ・ 家庭的保育事業（定員 5 人以下） ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業／子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） ⑥子育て短期支援事業 ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体（株式会社・NPO法人等）が本制度に参入することを促進するための事業

【教育・保育給付】

本市の認定※を受けた対象者に、乳幼児期の学校教育と保育を、認定こども園、幼稚園、保育園及び小規模保育施設等により提供します。

※認定（3つの認定区分）

認定区分	対象となる子ども	施設等
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する就学前の子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育の必要性あり）	認定こども園 保育園
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育の必要性あり）	認定こども園 保育園 小規模保育施設等

【地域子ども・子育て支援事業】

「子ども・子育て支援法」では、前ページに記載の 13 事業を実施することが定められています。

本市の子ども・子育て家庭の実情（市民ニーズ）に応じて実施します。

【教育・保育提供区域の設定】

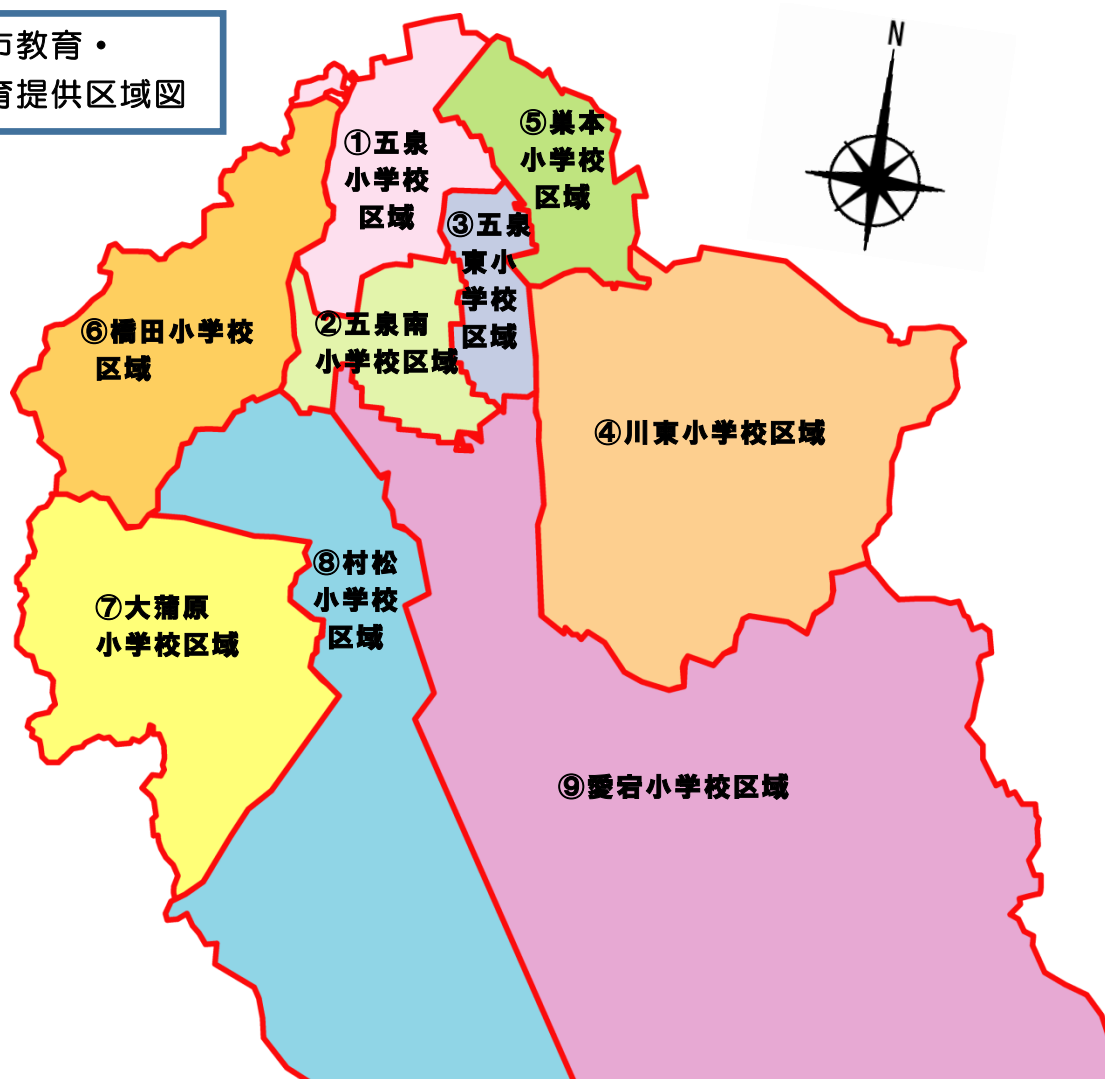
「子ども・子育て支援法」では、市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育給付並びに地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み（推計ニーズ量）」や「確保の内容（確保方策）」を定めることとしています。

本市では、人口・世帯数の分布、教育・保育を提供するための整備状況（施設数・定員等）や通園にかかる距離等から総合的に勘案し、教育・保育提供区域を、原則として、市の規則で定める小学校区とします。

■ 教育・保育提供区域（小学校区）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ①五泉小学校区 | ②五泉南小学校区 | ③五泉東小学校区 |
| ④川東小学校区 | ⑤巢本小学校区 | ⑥橋田小学校区 |
| ⑦大蒲原小学校区 | ⑧村松小学校区 | ⑨愛宕小学校区 |

五泉市教育・
保育提供区域図

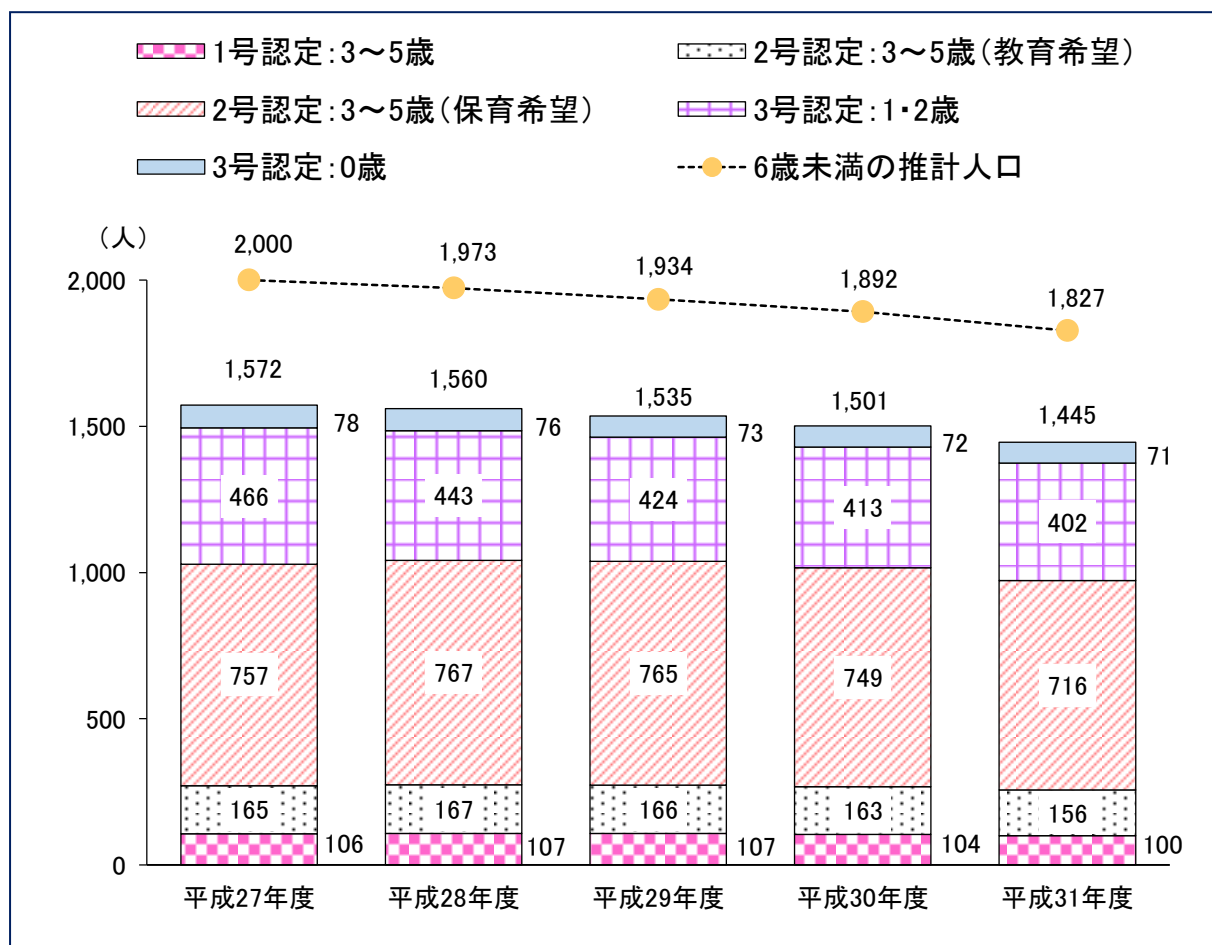


● 事業計画

【教育・保育給付】

国の示す方法により、将来推計人口と市民ニーズ調査の結果を基に、平成27年度から31年度までにおける教育・保育のニーズ量を推計しました。6歳未満人口の減少に伴い、各認定の推計ニーズ量（幼稚園、認定こども園、保育園の利用を希望する子ども）も緩やかに減少する見通しとなっています。

■ 6歳未満の推計人口と教育・保育給付の推計ニーズ量（市全域）



推計ニーズ量に対するサービス提供量は、市全域で各認定とも、「幼稚園」、「認定こども園（教育・保育）」、「保育園」、「小規模保育事業A型」により確保できる見通しとなっています。

「小規模保育B型及びC型」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型事業」、「事業所内保育事業」については、今後の状況に応じて必要があれば検討します。

■ 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（市全域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	1～3号認定 合計 (人)	1号認定 3～5歳 (人)	2号認定		3号認定	
						3～5歳 (人)		1・2歳 (人)	0歳 (人)
						教育ニーズ	保育ニーズ		
平成 27 年度	推計ニーズ量	—	—	1,572	106	165	757	466	78
	合 計	21	2,129	1,572	106	165	757	466	78
	施設型給付 小計	20	2,117	1,560	106	165	757	458	74
	幼稚園	3	464	245	80	165	0	0	0
	認定こども園（教育）	1	26	26	26	0	0	0	0
	（保育）		30	30	0	0	10	17	3
	保育園	16	1,597	1,259	0	0	747	441	71
	地域型保育給付 小計	1	12	12	0	0	0	8	4
	小規模保育事業 A 型	1	12	12	0	0	0	8	4
平成 28 年度	推計ニーズ量	—	—	1,560	107	167	767	443	76
	合 計	21	2,129	1,560	107	167	767	443	76
	施設型給付 小計	20	2,117	1,548	107	167	767	435	72
	幼稚園	3	464	248	81	167	0	0	0
	認定こども園（教育）	1	26	26	26	0	0	0	0
	（保育）		30	30	0	0	10	17	3
	保育園	16	1,597	1,244	0	0	757	418	69
	地域型保育給付 小計	1	12	12	0	0	0	8	4
	小規模保育事業 A 型	1	12	12	0	0	0	8	4
平成 29 年度	推計ニーズ量	—	—	1,535	107	166	765	424	73
	合 計	21	2,132	1,535	107	166	765	424	73
	施設型給付 小計	20	2,117	1,520	107	166	765	415	67
	幼稚園	3	464	247	81	166	0	0	0
	認定こども園（教育）	1	26	26	26	0	0	0	0
	（保育）		30	30	0	0	10	17	3
	保育園	16	1,597	1,217	0	0	755	398	64
	地域型保育給付 小計	1	15	15	0	0	0	9	6
	小規模保育事業 A 型	1	15	15	0	0	0	9	6
平成 30 年度	推計ニーズ量	—	—	1,501	104	163	749	413	72
	合 計	21	2,135	1,501	104	163	749	413	72
	施設型給付 小計	20	2,117	1,483	104	163	749	401	66
	幼稚園	3	464	241	78	163	0	0	0
	認定こども園（教育）	1	26	26	26	0	0	0	0
	（保育）		30	30	0	0	10	17	3
	保育園	16	1,597	1,186	0	0	739	384	63
	地域型保育給付 小計	1	18	18	0	0	0	12	6
	小規模保育事業 A 型	1	18	18	0	0	0	12	6
平成 31 年度	推計ニーズ量	—	—	1,445	100	156	716	402	71
	合 計	21	2,135	1,445	100	156	716	402	71
	施設型給付 小計	20	2,117	1,427	100	156	716	390	65
	幼稚園	3	464	230	74	156	0	0	0
	認定こども園（教育）	1	26	26	26	0	0	0	0
	（保育）		30	30	0	0	10	17	3
	保育園	16	1,597	1,141	0	0	706	373	62
	地域型保育給付 小計	1	18	18	0	0	0	12	6
	小規模保育事業 A 型	1	18	18	0	0	0	12	6

【地域子ども・子育て支援事業】

①利用者支援事業

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

保護者の意向、相談状況等を踏まえて、今後、事業実施に向けて検討を行います。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

乳幼児やその保護者に対して、それぞれのふれあいや遊び場の提供、子育てに関する心配事の相談等に直接あるいは電話で対応し子育てを支援します。以下の子育て支援センター4か所で事業を実施します。

- ・五泉市子育て支援センター
- ・五泉市村松子育て支援センター
- ・五泉市白山子育て支援センター
- ・五泉市総合保育園子育て支援センター

③妊婦健康診査事業

妊娠期に医療機関で行う妊婦健康診査 14 回分を助成します。（妊娠中に起こりやすい病気などの予防、保健指導を行います。）

④乳児家庭全戸訪問事業

地域社会からの孤立防止、乳児の健全な育成環境の確保のため、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行います。

具体的には、生後 4 か月児までの保護者を対象に戸別訪問を行います。

⑤養育支援訪問事業／子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）

家庭における安定した養育ができるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行います。

また、要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、児童虐待防止に関する市民への啓発活動や、親支援講座等の子育て講座を実施します。

⑥子育て短期支援事業

保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

保護者の意向等を踏まえて、今後、事業実施に向けて検討を行います。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

仕事・家事・育児の両立を支援するための子育て応援ネットワークです。

子育てのお手伝いをしてくださる方（提供会員）と子育てのお手伝いをしてほしい方（依頼会員）がお互いに助けたり、助けられたりする育児の相互援助活動です。これまで実施してきた活動を継続します。

⑧一時預かり事業

保護者の仕事の都合、病気やケガ、通院や冠婚葬祭など、やむを得ず家庭での保育が困難になった場合、幼稚園と子育て支援センター等で一時的に預かります。

⑨延長保育事業

保護者の勤務条件や家庭の事情により保育を必要とする児童に対して、通常保育時間外に保育を行います。

認定こども園（１園）、保育園（１６園）及び小規模保育施設（１ヵ所）で行います。

⑩病児保育事業

子どもが病気や病気回復期に保護者が就労、疾病、事故または冠婚葬祭などの理由で家庭や保育園等での保育が困難な時に、子どもを預かります。

五泉市病児保育室「あおぞら」（医療法人社団 真仁会 南部郷総合病院内）にて実施します。

⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者の就労等により放課後１人になってしまう小学校児童に対して保育を行う事業です。平成２７年度以降は、対象が小学６年生までになることから需要の増加が見込まれますので、高学年の受け入れのための施設改修や職員の増員などの対応が必要です。

また、教育・保育提供区域ごとに、利用者数の変化に合わせた施設数及び定員を検討していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

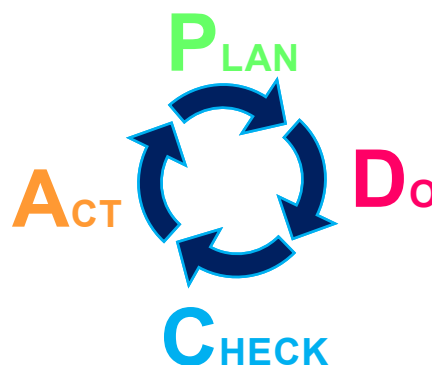
保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後、事業実施を検討します。

⑬多様な主体（株式会社・ＮＰＯ法人等）が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後、事業実施を検討します。

● 本計画の推進体制

「五泉市子ども・子育て会議」において、子育て支援施策の実施状況を調査・審議するなどＰＤＣＡサイクルによる継続的改善の考え方に基づき、本計画の点検・評価・見直しを行います。



五泉市 こども課

〒959 - 1692 新潟県五泉市太田 1094-1

電話 0250（43）3911（代表）

URL <http://www.city.gosen.lg.jp>